3　金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第七十七条第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項及び第七十六条第三号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十六条　令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第七十七条　［略］

2　令第十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第七十二条第三号ニ及び前条第三号に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十八条　法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十一　略］

十二　電子記録移転有価証券表示権利等に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　電子記録移転有価証券表示権利等の性質

ロ　電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有又は移転の仕組みに関する事項

十三　暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産の性質

ロ　暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

3　金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第七十七条第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十六条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第七十七条　［同上］

2　令第十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第七十二条第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十八条　［同上］

［一～十一　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］